

金沢区福浦・幸浦地区の被害状況について【速報】

台風15号の影響による被害状況についてご報告します。

<東側の岸壁の状況>



防波堤が広範囲で倒壊した。
(上部から約70cmの位置で折損)

<道路の損傷状況>



押し流された土や樹木が散乱している。

<企業の被害状況>



岸壁を越えた波によって、壁面が大破した。



岸壁から150mほど内陸に位置する会社だが、
水位は60cmに達した。



波によって、多くのゴミや瓦礫が会社の敷地内に運ばれた。



波が建屋内の設備を破壊し、押し流した。



令和元年台風第15号の影響に伴う 市内中小企業向けの「特別経営相談窓口」を設置します

令和元年台風第15号の被害により、市内中小企業の資金繰りや経営への影響が懸念されます。このため、経済局金融課、横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）、横浜市信用保証協会に、「特別経営相談窓口」を設置し、市内中小企業を対象とした資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

なお、金沢臨海部産業団地における被害状況は甚大であったため、IDEC横浜が現地相談窓口を設置します。

現地相談窓口の設置（9月12日（木）から）

○ **経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）】**

受付時間：平日 午前9時～午後5時
 （横浜市金沢区福浦 1-5-2 横浜市金沢産業振興センター2 階）
 電話・ファックス兼用：045-788-9571

特別経営相談窓口の設置（9月12日（木）から）

○ **資金繰りや経営安定に関する相談【横浜市経済局金融課相談認定係】**

受付時間：平日 午前8時45分～午後5時
 （横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7 階）
 電話：045-662-6631 ファックス：045-651-3518

○ **経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）】**

受付時間：平日 午前9時～午後5時
 （横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7 階）
 電話：045-225-3711 ファックス：045-225-3738

○ **信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】**

受付時間：平日 午前9時～午後5時20分

・本所（中区山下町22 山下町SSKビル10階）	電話：045-662-6623	ファックス：045-661-0089
・北部支所（港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階）	電話：045-470-5600	ファックス：045-470-7170
・西部支所（西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階）	電話：045-319-5335	ファックス：045-319-5340
・南部支所（港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階）	電話：045-844-6621	ファックス：045-845-0641

お問合せ先

横浜市経済局金融課長 長谷川 政男	Tel 045-671-2586
公益財団法人横浜企業経営支援財団経営支援担当マネジャー 川北 彰子	Tel 045-225-3714
横浜市信用保証協会営業統括課長 杉本 哲也	Tel 045-662-6623



制度融資「台風第15号対策特別資金」を創設！
 ～令和元年台風第15号の影響を受けている企業への金融支援～

令和元年台風第15号の被害により、売上高等が減少している市内中小企業などの資金繰りを支援するため、制度融資において「台風第15号対策特別資金」を創設します。

＜「台風第15号対策特別資金」の特徴＞

～9月20日（金）から～

- ◎融資対象者の要件を緩和し、純売上高等減少の確認期間は最近1か月の減少に短縮
- ◎融資期間1年以内の融資利率は**制度融資で最も低利**
- ◎設備資金の融資期間は「経営安定資金」よりも5年長期
- ◎**据置期間は制度融資で最長**
- ◎**信用保証料は横浜市が全額助成**（例外あり。詳細は下記参照）

【制度概要】

資金名	「台風第15号対策特別資金」	【参考】「経営安定資金」
融資対象者	次のいずれかに該当する方 1 台風第15号の影響により、 最近1か月の純売上高又は売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、減少している方 2 台風第15号の影響を受け、「 り災証明書 」の発行を受けた方	最近3か月又は6か月の純売上高もしくは売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、減少している方 ほか
融資額	8,000万円以内	8,000万円以内 ほか
融資利率	1年以内 年0.8%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 10年超 年2.0%以内	年1.7%以内
資金用途・融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内
据置期間	24か月以内	12か月以内
信用保証料助成等	横浜市が全額助成 横浜市の全額助成（借換え分を除く）は融資額3,000万円を上限とする。 融資額3,000万円超分については、 横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引	保証料助成なし

お問合せ先

横浜市 経済局金融課長 長谷川 政男
 横浜市信用保証協会 経営企画課長 松岡 真樹

Tel 045-671-2586
 Tel 045-662-6622